

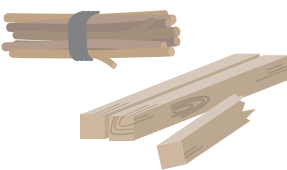


ごみ分別表

事業系一般廃棄物(事業ごみ)として処理するもの


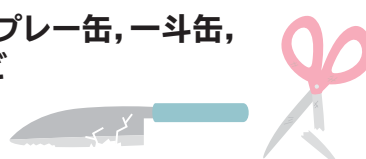

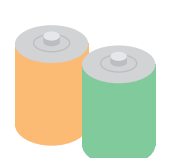
P16

ちゅうがい 厨芥類	食品の売れ残り, 食べ残した物, 調理くずなど 	一般廃棄物収集運搬業者に委託して、クリーンセンターやリサイクル施設に搬入します。また、自ら搬入することもできます。
	<ul style="list-style-type: none"> ●食品製造業などの業種から発生する厨芥類は産業廃棄物(動植物性残さ)です。 ●食品関連事業者は、食品リサイクル法に基づき減量・リサイクルに取り組む必要があります。 ●水切りの徹底、生ごみ処理機の活用などを行い、減量に努めましょう。 	
紙くず	汚れのついた紙, リサイクルできない紙など 	一般廃棄物収集運搬業者に委託して、クリーンセンターに搬入します。また、自ら搬入することもできます。
	<ul style="list-style-type: none"> ●建設業、紙・紙加工品製造業、印刷出版業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。 	
木くず	木製品, せん定枝など 	一般廃棄物収集運搬業者に委託して、クリーンセンターやリサイクル施設に搬入します。また、自ら搬入することもできます。
	<ul style="list-style-type: none"> ●建設業、木材製造業、木製品製造業などの業種から発生する木くずは産業廃棄物です。 	


※クリーンセンターへの搬入には、大きさや量についての制限があります。 P16

産業廃棄物として処理するもの

P17

プラスチック類	弁当・カップめんの容器, ラップ類, トレイ, ビニール袋, 発泡スチロール, 化学繊維など 	産業廃棄物処理業者に委託してください。
金属類	刃物類, スプレー缶, 一斗缶, 金具類など 	
ガラス陶磁器類	コップなどのガラス類, 陶器類など 	
蛍光灯電池類	蛍光灯, 乾電池, ボタン電池, 充電電池など 	

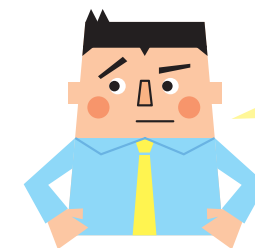
産業廃棄物として処理するもの

その他 (大型ごみなど)	事業所の机, 椅子, ロッカー, 家電製品, パソコンなど 	産業廃棄物処理業者に委託してください。テレビ, エアコン, 冷蔵(凍)庫, 洗濯機, 衣類乾燥機は法律によりリサイクルが義務付けられています。販売店やメーカーにお問い合わせください。
---------------------	---	---

※産業廃棄物をクリーンセンターに搬入することはできません。

資源としてリサイクルするもの

缶	飲料用の缶など 	産業廃棄物処理業者や資源回収業者に委託してください。缶やびんなどは、再生利用が可能なので分別し、リサイクルしましょう。
びん	飲料用のびんなど 	
ペットボトル	飲料用などのペットボトル 	
古紙	種類ごとに分別し、一般廃棄物収集運搬業者や資源回収業者に委託してください。再生利用可能な古紙を廃棄物として処理することは避けましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●古紙の取扱いについては、委託業者に確認してください。
	新聞, 雑誌, 段ボール, OA古紙, シュレッダーくず, 機密書類, 雑がみ(メモ用紙, 郵便物, 封筒, 紙袋, ボール紙, 空き箱, パンフレット, カタログなど)	
古布	不要になった衣類など 	事業系一般廃棄物として処理することもできますが、できる限りリサイクルしましょう。
	<ul style="list-style-type: none"> ●化学繊維製品は産業廃棄物です。 ●建設業、繊維工業などの業種から発生する古布(繊維くず)は産業廃棄物です。 	



そもそも分別って、なぜ必要なんですか？

廃棄物の種類によって処理やリサイクルの方法が違うから、分別しておくことが大事なのよ。

